

民生委員とケアマネジャーの 連携ガイド



～共に支え合うまち函館を目指して～

函館市地域ケア全体会議
ケアマネジャー部会

目 次

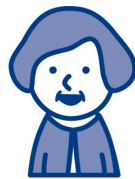
はじめに	・・・	p.1～p.3
民生委員のためのモヤモヤ解消のヒント！！	・・・	p.4～p.6
ケアマネジャーのためのモヤモヤ解消のヒント！！	・・・	p.7～p.10
個人情報保護に関するモヤモヤ解消のヒント！！	・・・	p.11～p.17
お付き合いのマナーと心得	・・・	p.18～p.19

【資料編】

ケアマネジャーについて知る	・・・	p.21～p.23
民生委員について知る	・・・	p.24～p.29
個人情報の保護について知る	・・・	p.30～p.31
函館市地域ケア全体会議ケアマネジャー部会の取り組み	・・・	p.32～p.37
関係機関一覧	・・・	p.38

はじめに

みなさんは、
下の人たちのようなモヤモヤを経験したことはありますか？
このガイドは、みなさんのモヤモヤを
解決するためのヒントが載っています。
ご活用いただければ幸いです。



市内在住
ひとり暮らしの令和さん



令和さん担当の
民生委員 A さん



令和さん担当の
ケアマネジャーB さん

この連携ガイドの本編でいう
「ケアマネジャー」は、
地域包括支援センター**以外**
にいるケアマネジャーの
ことです。

令和さんの
ケアマネジャーさんって
どこの人なんだろう？！
最近の様子は
知っているのかな？

令和さんの
ご近所づきあいの様子を
知りたいけど・・・
誰に聞くといいのかな？

令和さんの笑顔のために、何ができるでしょうか？！



このガイドでお伝えしたいこと



支援者がつながることの大切さ
つながるときのお互いのマナーや心得

このガイドは、平成28年度に開催した**地域ケア全体会議**で、みなさんから集まった『あったらいいな！』の中から、**地域の支援者とケアマネジャーがもっと連携できればいいね**という願いを形にしたものです。
多くのみなさまに、ご活用いただければ幸いです。

地域の支援者と
ケアマネジャーが
うまく連携できるといいね！



そうしたら、もっとスムーズに
支援ができて、**高齢者が笑顔になる**
んじゃない？

ケアマネジャーの90%は

民生委員とケアマネジャーが連携できる

地域になつたらいいなと思っています！（アンケート結果より）



ガイド作成の経緯



平成28年度

地域ケア全体会議でみなさんと一緒に、
高齢者を支援するために地域に何があったらよいのだろうか、
『あったらいいな！』と思うアイデアを出し合いました。



平成29年度～平成30年度 地域ケア全体会議

ケアマネジャー部会を発足し、
地域の支援者とケアマネジャーが
つながる仕組みづくりを検討。
 民生委員とケアマネジャーの
 連携ガイドを作成すること
 になりました。





民生委員のための モヤモヤ解消のヒント！！



1 ケアマネジャーさんは何をする人なのかわかりません。

ケアマネジャーは定期的に高齢者の自宅を訪問し、相談に応じたり、必要な支援や介護サービスを組み立てる人です。（※p.21～p.23）

民生委員が高齢者をどのように支援したらよいかも相談できる専門職です。お互いに安心して高齢者を支援できるよう、協力し合っていくことが大切です。

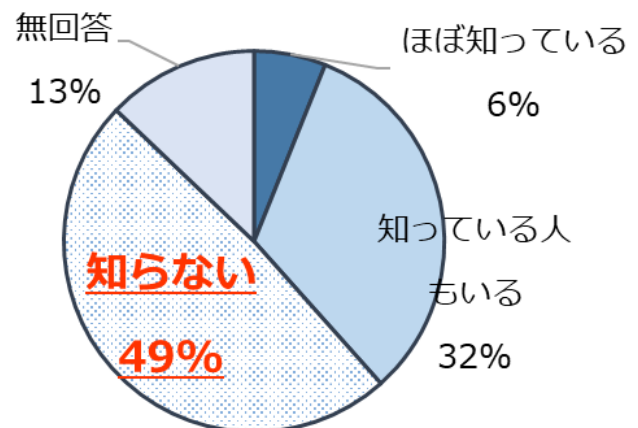
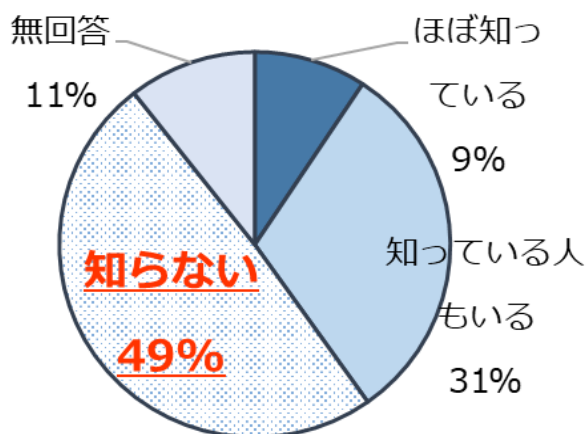
2 高齢者の担当ケアマネジャーさんを知るすべがわかりません。

【民生委員のアンケート結果】

Q.関わりのある高齢者を担当しているケアマネジャーを知っていますか？

(H30)

(R3)



コロナ禍のため、知り合う機会が増えていないのかもしれない。

1) 高齢者や家族に確認する

ケアマネジャーは高齢者やご家族に名刺を渡しています。

2) 介護保険証を見せてもらう

介護保険証には担当しているケアマネジャーが所属する事業所名が書いています。事業所へ連絡し、担当のケアマネジャーから連絡をもらうようにするとよいでしょう。

3) 地域包括支援センターや市役所[※]へ問い合わせる

ケアマネジャーから民生委員へ連絡をしてもらうよう依頼することもできます。（※保健福祉部高齢福祉課 Tel 2 1 - 3 0 2 5）

3 ケアマネジャーさんと連携するケースが多いと大変です。

普段の生活に心配のない高齢者について、あえて連携する必要はありません。民生委員の経験から、**ひとり暮らし等の気になる高齢者**がいたら担当のケアマネジャーとつながりをもっておくとよいでしょう。

（※p.19）

～ケアマネジャーからのメッセージ～



1 サービス担当者会議に出席してもらえますか。

介護サービス関係者などが集まり、ケアマネジャーが組み立てた支援の計画について検討する会議のことです。

介護サービスを利用していても、住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域の支援者との協力が重要となってきます。

お誘いがあった際は、ご参加いただくとありがたいです。

**2 高齢者の普段の生活の様子や地域とのつながりなどの情報があると、
もっと高齢者を理解でき、よりよい支援を組み立てることができます。**

<よくある事例>



令和さんは、近所に信頼している友達がいるようです。
よく相談したり、助けてもらっているようだけれども、
どのように関わってくれているのだろうか？
民生委員さん、知っていたら教えてもらえますか？



ケアマネジャーのための モヤモヤ解消のヒント！！



1 民生委員さんは何をする人なのかわかりません。

民生委員は、困っている人の相談に応じたり、安否確認などを行う地域の相談役で専門機関とのパイプ役です。（※p.24～p.27）

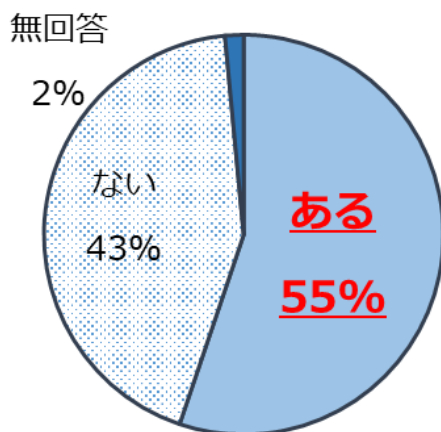
ケアマネジャーが知らない、高齢者の普段の生活の様子や地域とのつながりなどの情報をたくさん知っている場合があります。お互いに安心して高齢者を支援できるよう、協力し合っていくことが大切です。

2 高齢者の担当民生委員さんを知るすべがわかりません。

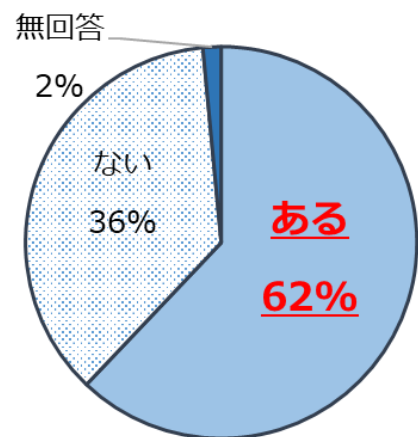
【ケアマネジャーのアンケート結果】

Q.民生委員と連絡をとったことがありますか？

(H30)



(R4)



民生委員と連絡をとったことがあるケアマネジャーが増えてきています。

1) 高齢者や家族に確認する

普段の関わりがあり、高齢者やご家族もご存じの場合があります。

2) 民生児童委員連合会事務局^{※1}または市役所^{※2}や地域包括支援センターに確認する

民生委員の名簿は公表されていますが、各方面で連絡方法が違ったり、交代していることもありますので、確認するとよいでしょう。

(※1 函館市民生児童委員連合会 TEL 2 6 - 8 3 0 6)

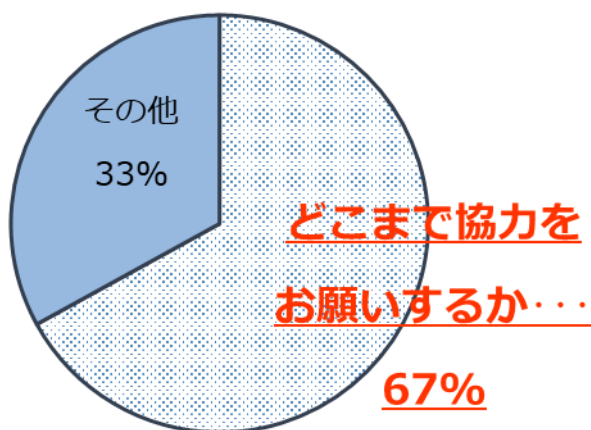
(※2 保健福祉部地域福祉課 TEL 2 1 - 3 2 9 3)

3 民生委員さんにどこまで協力をお願いするか迷ってしまいます。

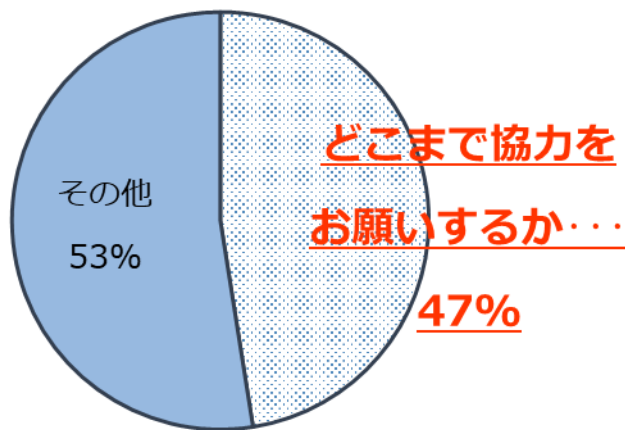
【ケアマネジャーのアンケート結果】

Q.民生委員との連携で困ったこと、困りそうなことはありますか？

(H30)



(R3)



民生委員との連携で困ったこと、困りそうなことでは「どこまで協力をお願いするか」が最も多いですが、割合は減ってきています。

高齢者の状況によりますので、直接民生委員へ相談してみるとよいでしょう。(※p.25)



4 民生委員さんと連携するケースが多いと大変です。

普段の生活に心配のない高齢者について、
あえて連携する必要はありません。

ケアマネジャーの経験とアセスメントから、
ひとり暮らし等の気になる高齢者がいたら、
民生委員へ連絡してみましよう。



5 サービス担当者会議に出席をお願いできるのでしょうか。

民生委員の中には、仕事を持ちながら活動している方や、
専門職の中に入るのを遠慮してしまう方もいらっしゃいます。

信頼関係を築きながら、十分に配慮をお願いしてみましよう。

～民生委員からのメッセージ～



1 普段から気にかけているひとり暮らしの高齢者を、見かけなくなったらとても気になります。

<よくある事例>



令和さん、最近姿を見かけません。
入院していたり、施設に入っているなら安心ですが、万が一、
家の中で倒れていたらと思うと心配です。
ケアマネジャーさん、知っていたら教えてくださいませんか？

安否が心配ですので、入院や入所、転居や死亡の時は、可能な範囲で情報をいただけるとありがたいです。

2 地域の情報を多く知っている場合がありますので、声をかけてくれれば協力できますよ。

自らも地域住民の一員として、自分の住む地域を見守るのが民生委員です。普段から、気になる高齢者については、地域での生活状況やその変化についても気にかけています。



個人情報保護に関する モヤモヤ解消のヒント！！



1 そもそも個人情報とは何ですか？

生存している個人に関する情報であって、

① 氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの。

(他の情報と簡単に照合して特定の個人を識別できるものを含む)

② 個人識別符号（マイナンバーや介護保険証の被保険者番号など）が含まれるもの。

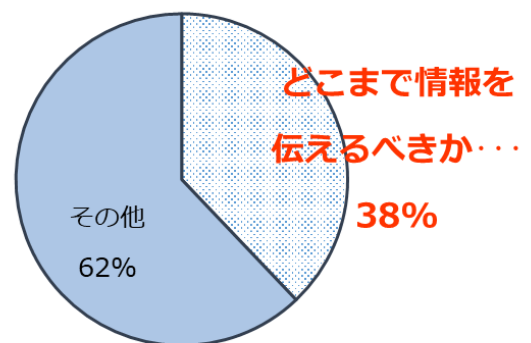
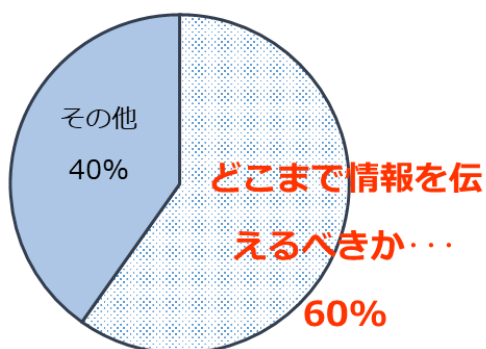
2 お互いにどこまで情報を伝えていいの？

【ケアマネジャーのアンケート結果】

Q.民生委員との連携で困ったこと、困りそうなことはありますか？

(H30)

(R3)



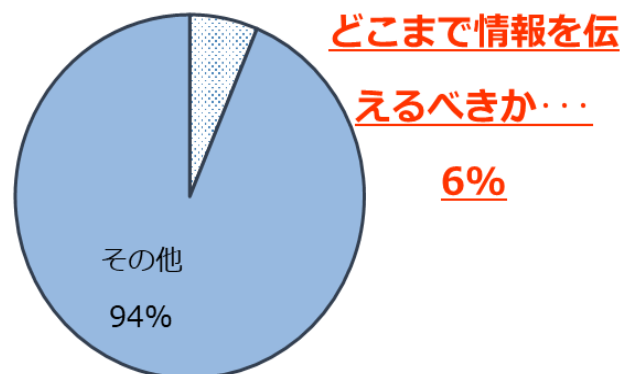
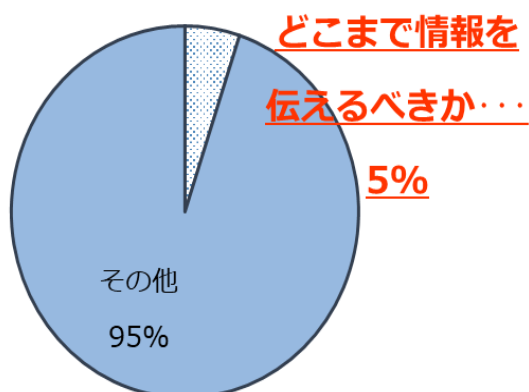
ケアマネジャーへのアンケートでは「どこまで情報を伝えるべきか」で困った（困りそう）の割合が大きく減っていました。

【民生委員のアンケート結果】

Q.ケアマネジャーとの連携で困った（悩んだ）ことはありますか？

(H30)

(R3)



民生委員へのアンケートでは、個人情報に関する悩みの割合は少なかったです。



民生委員は個人情報保護法の対象事業者ではありませんが、民生委員法により守秘義務が課せられており、個人情報の取り扱いに関する基本的な考え方やルールはケアマネジャーと一緒にあります。安心して支援するために、3つのポイントをまとめました。

1) 高齢者を支援する上で、関係機関に連絡することがあるということを高齢者やご家族へ説明して、事前に包括的な同意を得る

予め想定される支援の内容や連携を必要とする機関等への個人情報の提供について、支援を開始する時に了承を得ておくことが重要となります。

○民生委員が同意を得るとき

- ・「〇〇やケアマネジャーの関係機関に対し、支援に必要な情報を提供することがある。」といった内容を説明し同意を得て、記録を残す。

○ケアマネジャーが同意を得るとき

- ・「重要事項説明書」，「個人情報使用同意書」の内容にそって，個人情報適切に取り扱うことを説明する。
- ・個人情報使用同意書の中に「●●や民生委員の関係機関に対し，支援に必要な情報を提供することがある。」といった内容を入れると安心。

○同席により一緒に同意を得る

サービス担当者会議などで，高齢者，民生委員，ケアマネジャー等が一堂に会し，一緒に同意を得る。



<個人情報保護法>

○第 15 条第 1 項

個人情報取扱事業者は，個人情報を取り扱うに当たっては，その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

○第 18 条第 1 項

個人情報取扱事業者は，個人情報を取得した場合は，あらかじめその利用目的を公表している場合を除き，速やかに，その利用目的を，本人に通知し，又は公表しなければならない。

2) 支援に必要な範囲で情報提供をする

支援に必要な個人情報を取り扱うことは禁止されているので、情報提供の際には、「利用目的」と「必要な範囲」を双方意識しながら連携することが必要です。

その上で、相手が安心できる返答を心がけましょう。

○安否確認の情報提供

令和さんと
連絡が取れません…
どうしたのでしょうか？

令和さんの安否は
確認できていますので、
ご安心ください。

令和さんは、
娘さんと温泉旅館に
泊まっていますよ～。

守秘義務があるので、
教えられません…

民生委員

ケアマネジャー

○近況についての情報提供

令和さんの物忘れが
気になります、
最近の様子はいかが
ですか？

最近、予定を忘れる
ことが多いようで、私たち
も心配していました…

守秘義務があるので、
教えられません…

ケアマネジャー

民生委員

※支援に必要な情報は提供し、お互いに連携して高齢者を支えましょう。

<個人情報保護法>

○第 15 条第 1 項

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

○第 16 条第 1 項

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

3) 高齢者の同意がなくても、情報提供ができることもある

下のような場合は、右ページの下線部（法第 23 条第 1 項第 2 号 および第 4 号）の活用が考えられます。

郵便物が溜まっているし、
夜も電気がつかないけど、
家の中で倒れてるんじゃないかな？
ケアマネジャーさん、知っていますか？



民生委員

令和さんの安否は
確認できていますので、
ご安心ください。

令和さんの
同意を得ていないので、
お伝えできません。



ケアマネジャー

<個人情報保護法>

○第 23 条第 1 項

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある



お付き合いのマナーと心得



困った時に急に連絡するのではなく、 日々のお付き合いを大切にしましょう

- 1 初めて連携する相手とは、できるだけ**顔を合わせる**ようにし、**信頼関係**を築きましょう。



- 2 自分から連絡する際は、
自分の職名や所属、高齢者との関係性を伝えましょう。
また、**連絡した目的を伝える**とよいでしょう。

- 3 初めての相手から連絡が来た時は、
相手の連絡先を聞き、折り返し電話するなど、
本人確認に努めましょう。



- 4 連絡が来た時は、まずは**相手の困りごとや
連絡した目的をよく聞き**ましょう。
連絡の目的によって、相手に伝える情報の範囲や
連携の仕方が変わってくるはずですよ。

- 5 できるだけ専門用語は使わず、
お互いに分かりやすい表現を心がけましょう。

6 目的に応じた情報共有は必要ですが、
高齢者やご家族の事情により伝えられる範囲が限られる場合があります。
その際は、理由をきちんと相手に伝えましょう。

7 情報の一方通行に気をつけ、
お互いに『報告』や『問い合わせ』を心がけましょう。

8 お互いに立場や役割が違います。
仕事を持ちながら活動している民生委員もいますので、
相手に配慮した連絡を心がけましょう。



<市役所の心得>

お問い合わせやご相談には、ワンストップで対応。



普段の生活に心配のない高齢者について、
あえて連携する必要はありません。
お互いの負担が増えるだけになってしまいます。

まずは、**ひとり暮らし等の気になる高齢者**がいたら、
お互いに連絡をとってみましょう。



【資料編】

ここからは

詳しい内容が載っています

・ ケアマネジャーについて知る



・ 民生委員について知る



・ 個人情報の保護について知る



ケアマネジャーについて知る



1 ケアマネジャーとは

高齢者が介護サービスを利用するとき、デイサービスやヘルパーステーションなどの事業所との連絡調整や介護サービス利用量の管理を行う専門職。

- ・正式名称は「介護支援専門員」だが、「ケアマネジャー」「ケアマネ」と呼ぶことが多い。
- ・高齢者が自立した生活を送るために、必要な支援に関する専門的な知識や技術を持つ専門職。



2 ケアマネジャーの立場

- ・介護保険法に定められた研修を受講し、都道府県知事から「介護支援専門員証」の交付を受けている。
- ・介護支援専門員の資格のほか、特定の国家資格（介護福祉士、社会福祉士、看護師など）または一定の介護実務経験を有している。

ケアマネジャーになるには・・・

- ① 都道府県が行う「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格する。
試験が受けられる要件：下のいずれかの業務に5年以上従事すること
 - ・特定の国家資格（医療・福祉系21種類）を取得後、その資格に基づく業務
 - ・特定の施設において、法により必置とされている相談援助業務
- ② 都道府県が行う「介護支援専門員実務研修（87時間）」を受講する。
- ③ 都道府県に登録し、「介護支援専門員証」の交付を受ける。

※なお、介護支援専門員証の有効期間は5年間で、更新するためには再度研修を受講する必要があります。



3 ケアマネジャーの仕事内容

(1) 相談

要支援や要介護と認定された人や家族からの相談に応じたり、アドバイスをする。

介護認定の申請や更新の手続きの代行をする。

(2) ケアプラン（介護サービス計画）の作成

必要な介護サービスが受けられるようにケアプランを作成し、支援を組み立てる。

高齢者の状況に応じて、ケアプランを見直す。

(3) 連絡調整

高齢者にあったサービスを提供できるように、介護サービス事業所、医療機関、市など多様な支援者と連絡調整をする。

(4) 多職種との連携

地域の人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためにサポートし合う、地域包括ケアシステムの実現のために、民生委員を含む地域の支援者や医療機関など多くの職種が連携していく必要があり、ケアマネジャーや地域包括支援センターが仲介役として重要な役割を果たす。



ケアマネジャーとホームヘルパーの区別がわかりません・・・



ホームヘルパーは高齢者の生活に必要な家事援助や身体介護などの直接的な介護のサービスを提供しますが、ケアマネジャーは直接的な介護は行いません。

ケアマネジャーは高齢者の状況を把握し、相談に応じたり、その人に必要な支援や介護サービスは何なのかを考え、支援を組み立てていく人です。

4 ケアマネジャーがいるところ（所属）

所属は違ってても、同じ役割を果たしている。

居宅介護支援事業所 （市が指定する民間事業者）	ケアマネジャーを配置しているサービス事業所。
小規模多機能型居宅介護 （市が指定する民間事業者）	通いを中心として訪問や泊りのサービスを組み合わせて利用できるサービス事業所。
看護小規模多機能型居宅介護 （市が指定する民間事業者）	通いを中心として訪問や泊りのサービスに加え、訪問看護を組み合わせて利用できるサービス事業所。
地域包括支援センター （市の委託機関）	担当する地区が決まっており、ケアマネジャーは介護度が要支援の人や事業対象者の人を担当している。

※この連携ガイドの本編でいう「ケアマネジャー」は、地域包括支援センター以外にいるケアマネジャーのことです。

5 担当ケアマネジャーと定期訪問の頻度

定期訪問以外にも高齢者の状況に応じて訪問や連絡調整を行う。

介護度	利用するサービス	担当	定期訪問の頻度
要介護 1～5	デイサービスやホームヘルパーなど	居宅介護支援事業所	1か月に 1回
	小規模多機能型居宅介護 または 看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 または 看護所規模多機能型居宅介護	
要支援 1～2	デイサービスやホームヘルパーなど	地域包括支援センター または 居宅介護支援事業所へ委託	3か月に 1回
	小規模多機能型居宅介護 または 看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 または 看護所規模多機能型居宅介護	
事業対象者（基本チェックリストの該当者）		地域包括支援センター または 居宅介護支援事業所へ委託	



ケアマネジャーと高齢者はどのような関係なのでしょう？



契約にもとづいた関係にあります。

お住まいの住所にかかわらず、希望する事業所と契約することができます。
（地域包括支援センターが担当する人は除く）

民生委員について知る



1 民生委員とは

地域住民の立場にたって、地域の福祉を担うボランティア。

- ・自らも地域住民の一員として、自分の住む地域を見守り、困っている人に声をかけたり、相談に応じたり、安否確認などを行う地域の相談役で、専門機関とのパイプ役。



- ・地域福祉の担い手として、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいる。

2 民生委員の立場

- ・厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。（民生委員法）
- ・児童委員を兼ねている。（児童福祉法）
- ・給与の支払いはない。
- ・任期は3年間で、再任も可能。

3 民生委員の任務

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場にたって相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等の関係機関の業務に協力するなど、社会福祉の増進に努める。

民生委員になるには・・・

- ④ 民生委員推薦委員会が民生委員法に規定された要件を満たす人を函館市長に推薦する。
- ⑤ 函館市長は地方社会福祉審議会の意見を聴く。
- ⑥ 意見を聴いたのち、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱をする。

※なお、民生委員の定数は厚生労働大臣が定めた基準により、市町村ごとに決まっている。



4 民生委員の活動【7つのはたらき】

(1) 社会（世帯）調査

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する。

(2) 相談

住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談に応じる。

(3) 情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。

(4) 連絡通報

住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプ役を果たす。

(5) 調整

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援する。

(6) 生活支援

生活困窮者等の住民が求める生活支援活動（相談援助）を自ら行い、また支援体制をつくっていく。

(7) 意見具申

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生児童委員協議会をとおして関係機関等に意見を提起する。



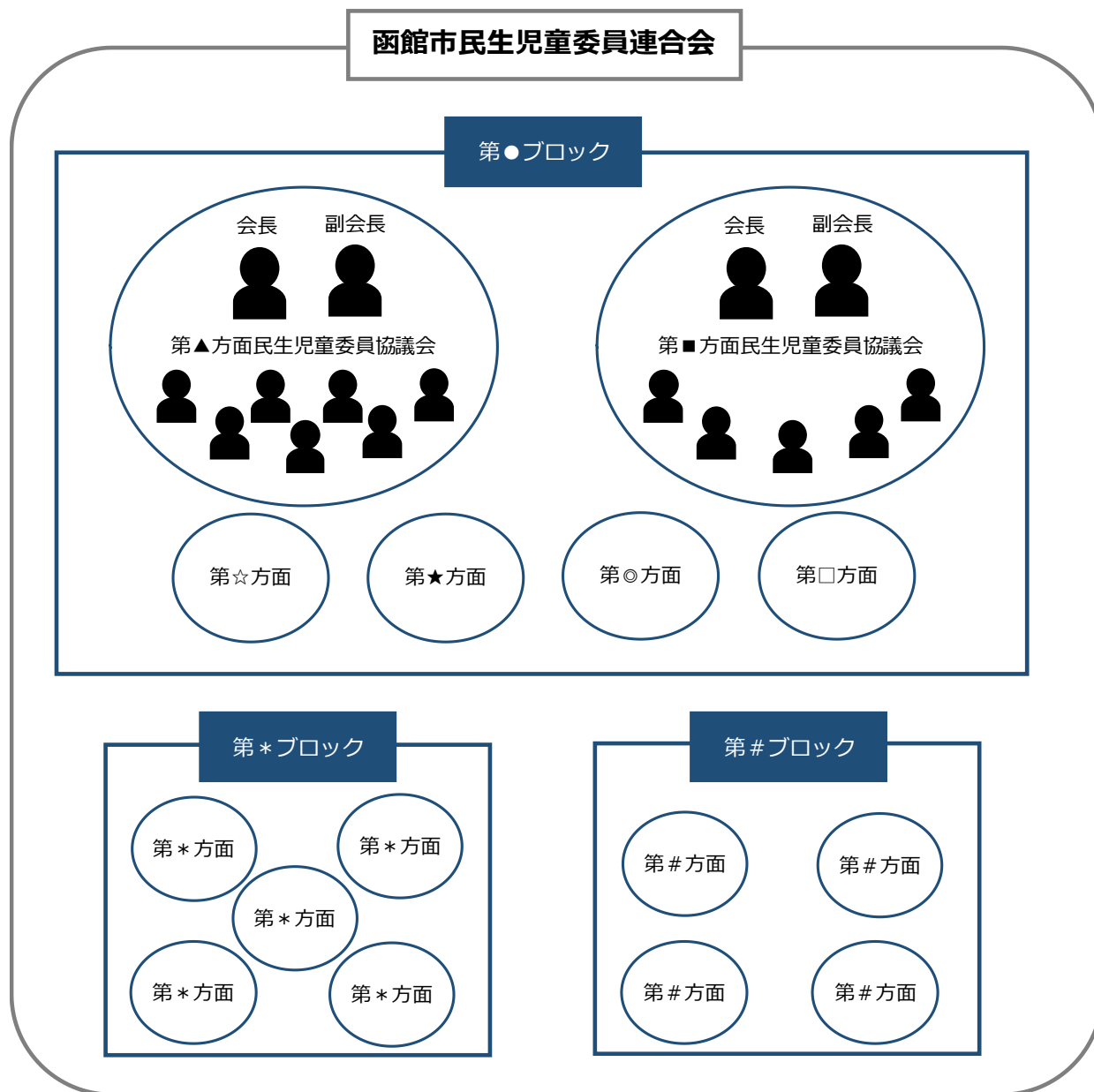
民生委員と児童委員の区別がわかりません・・・



民生委員は児童委員を兼ねています。

児童委員は地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

5 函館市の民生委員の組織（所属）



●民生委員

- ・それぞれ受け持ち担当区域がある。
- ・函館市では約690人が民生委員として活動している。（令和4年12月現在）

●民生児童委員協議会（通称：民児協）

- ・民生委員法第20条に基づき設置されている。
- ・市町村の一定区域ごとに置かれる協議会で、民生委員それぞれの活動を通じて把握した地域の課題を共有し、対応方法について検討したり、研修を行っている。
- ・函館市では3～18町で1方面となっており、全部で30方面ある。
- ・各方面の民生委員は7～37人で、会長、副会長がそれぞれ置かれている。
- ・それぞれを「第〇方面民児協」，「第〇方面」と呼ぶことが多い。
- ・各方面で1か月に1回定例会を開催している。

●ブロック

- ・複数の方面が集まりブロックが組織され、研修を行っている。
- ・函館市では4～6方面で1つのブロックとなっており、全部で6ブロックある。

●函館市民生児童委員連合会（通称：民児連）

- ・若松町の総合福祉センター（あいよる21）の3階に事務局がある。
- ・各方面の会長、副会長が集まり、1か月に1回連絡会を開催している。



例) 民生委員 C さんの場合

受け持ち担当区域：高丘町〇番地～〇番地

所属方面民児協　：第14方面民児協に所属

（戸倉町，榎本町，滝沢町，見晴町，上野町，高丘町）

所属ブロック　　：第3ブロック（第12方面～第17方面）



＜その1＞ 町会や自治会の活動

○町会, 自治会について

同じ地域に住む人たちがお互いに助け合い, 支え合って, 安全・安心で
住みよい地域をつくることを目的として活動している。

＜活動例＞

- 1 情報の周知
回覧板などによる情報の周知
- 2 社会福祉活動
在宅福祉委員会などによる活動
- 3 防火・防犯
街灯の維持, 防火防犯パトロール
- 4 環境美化
清掃活動, 集団資源回収など
- 5 住民同士の親睦
祭りや運動会などによる親睦
- 6 防災訓練
防災訓練、災害時の避難支援



＜その2＞ 在宅福祉委員会の活動

○在宅福祉委員会について

地域福祉に理解のあるボランティア地域住民が連携し、高齢者や障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、手助けを行う。

- ・ 社会福祉協議会の事業で、町会単位に設置されている。
(町会によっては設置されていない場合もある。)
- ・ 委員は福祉に理解のある地域住民で構成されており、町会役員や民生委員等を兼務している人もいる。

＜活動の対象者＞

- ・ おおむね65歳以上の単身世帯や夫婦世帯などの高齢者世帯
- ・ 障がい者のいる世帯

＜活動内容＞

1 訪問安否確認サービス

週1回程度、対象者の家を訪問し、安否の確認や孤独感の解消を図る。

2 家事援助サービス（行っていない委員会もある）

一時的に必要となる身の回りのお世話をを行う。

※原則として介護保険サービス等と重複しないもの。

3 会食会、茶話会（行っていない委員会もある）

町会館等を活用し、対象者を招いて開催する。

4 訪問理容美容サービス（行っていない委員会もある）

寝たきり等により、外出が困難な高齢者や障がい者の家へ理容師等が訪問する。

＜お問合せ先＞

函館市社会福祉協議会 tel 23 - 2226

個人情報の保護について知る

みなさん！個人情報であれば
何でも「保護」しなければならないと誤解していませんか？



1 個人情報保護の基本的な考え方

個人情報保護法は、「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るものであり、**法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用することが求められている。**



2 個人情報保護への過剰反応

個人情報保護法の施行以来、**法の定め以上に個人情報の提供等を控えてしまう、いわゆる「過剰反応」の問題**が一部に見られている。

「過剰反応」の一例

- ① 学校・自治会の緊急連絡網などの作成が行われない。
- ② 災害時要援護者リストの共有が行われない。
- ③ 法令に基づく個人データが提供されない。
- ④ **民生委員・児童委員の活動のための情報が提供されない。**

3 民生委員とケアマネジャーの個人情報保護の考え方

- ・ 民生委員は、民生委員法の守秘義務規定に則り、個人情報に配慮した活動を行わなければならない。
- ・ ケアマネジャーは、個人情報保護法に基づいて個人情報を取扱う義務を有する。
- ・ 民生委員とケアマネジャーは、守るべき法律が異なりますが、**個人情報の取り扱いに関する基本的な考え方やルールは同じ。**

函館市地域ケア全体会議ケアマネジャー部会の取り組み

1 ケアマネジャー部会とは

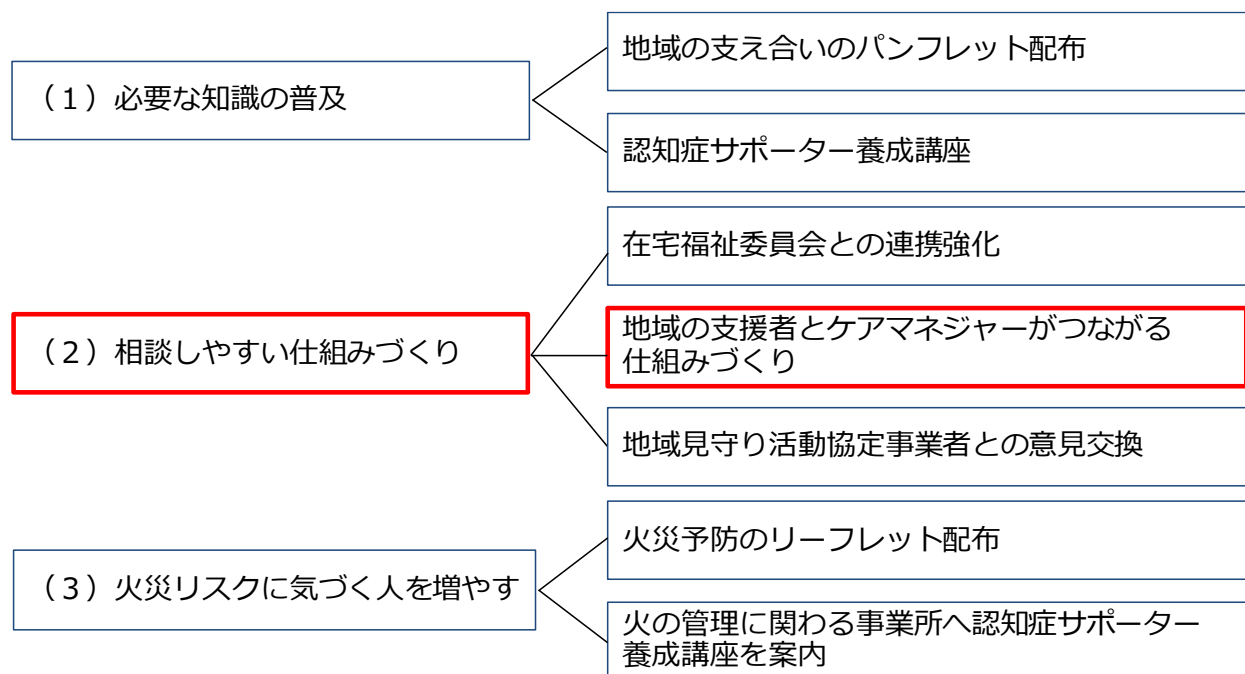
<部会の目的>

「認知症になっても住み慣れた地域でその人らしい生活を営むために、住民、関係機関、行政の総合力による地域づくり」※の一つとして、地域の支援者とケアマネジャーがつながる仕組みづくりを検討する。

<部会の構成員>

- ・市内の居宅介護支援事業所，小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護に所属するケアマネジャー
- ・函館市地域包括支援センター職員
- ・函館市保健福祉部（高齢福祉課職員，地域包括ケア推進課職員）

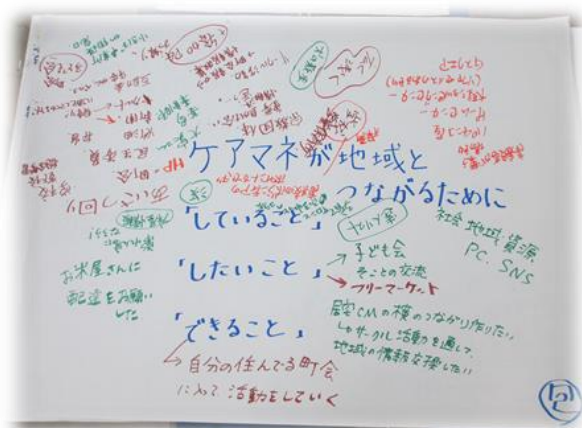
※函館市地域ケア全体会議の取り組み



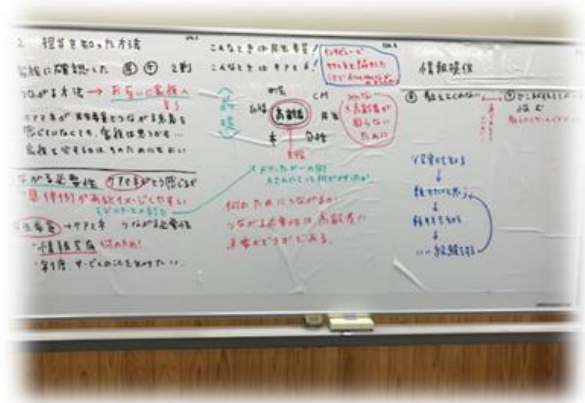
2 連携ガイドができるまで

NO	開催日		内容
1	H29.11.11	部会 第1回	○研修 『ケアマネジメントツール～地域資源のつなぎ方～』 ○ワールド・カフェ 『ケアマネジャーと地域がつながる仕組みづくり』
2	H30.1.26	部会 第2回	○ワールド・カフェまとめ ○ミニ講話 『「個別」課題から「地域課題」を抽出するためのポイント』 ○協議 『ケアマネジャーができること』 *民生委員向けに, ケアマネジャーの活用方法が分かるツールを作成することとなる。
3	H30.3.10	全体会	○基調講演 『専門職と地域との連携による“我が事・丸ごと”の地域づくり』 ○シンポジウム 『共に支え合うまち函館を目指して』 *ケアマネジャー部会の取り組みの報告をする。
4	H30.7.20	部会 第3回	○これまでの経過を確認し, 認識の統一を図る ○民生委員向けのパンフレットの作成過程を協議 *前回検討したツールを, 民生委員とケアマネジャーの双方が活用できる連携ガイドとして作成することとなり, 4つのワーキンググループで作業を進める。 1G: 民生委員とケアマネジャーの役割をまとめる 2G: 個人情報の保護に関してまとめる 3G: ケアマネジャーの意識調査の実施と勉強会の企画 4G: 民生委員の意識調査の実施
5	H30.8.29	部会 勉強会	○勉強会 『民生委員の役割について』 民児連事務局長より 『個人情報の取り扱いについて』 吉田昌洋弁護士より ○協議 *連携ガイドに掲載する内容や意識調査のポイントを整理し, 次回までにワーキンググループで作業を進める。

NO	開催日		内容
6	H30.9.11	1G	○民生委員の役割等に関して、ケアマネジャーに伝えたいポイントについて協議
7	H30.9.18	4G	○民生委員の意識調査の目的、調査項目とその調査方法などについて協議
8	H30.9.21	2G	○個人情報の取り扱い等のポイントとその根拠について検討
9	H30.9.25	3G	○民生委員と地域包括支援センターの連携の現状に関してケアマネジャーに伝えたいポイントなどについて協議
10	H30.9.28	1G	○ケアマネジャーの役割等に関して、民生委員に伝えたいポイントなどについて協議
11	H30.10.10	2G	○個人情報の取り扱い等のポイントの整理
12	H30.10.11	3G	○民生委員とケアマネジャーの全体勉強会の協議
13	H30.10.19	部会 第4回	○各ワーキンググループからの作業内容の報告と意見交換 ○今後のスケジュールの協議
14	H30.10.31	1G	○民生委員およびケアマネジャーに関する連携ガイド掲載内容案の修正
15	H30.10.31	2G	○個人情報保護に関する連携ガイド掲載内容案の修正
16	H30.11.9	4G	○民生委員の意識調査について協議 (アンケート項目の修正、民児連への依頼方法など)



NO	開催日		内容
17	H30.11.27	3G	○ケアマネジャーの意識調査について協議 (アンケート項目, 実施方法など)
18	H30.12.11	3G	○ケアマネジャーの意識調査について協議 (アンケート項目の修正, ケアマネジャーへの依頼方法など)
19	H30.12 ~H31.1		○民生委員, ケアマネジャーへのアンケート実施
20	H31.2.7	部会 第5回	○民生委員とケアマネジャーへのアンケート結果を共有 ○アンケート結果をもとに, 民生委員へのインタビューの内容と 連携ガイドへの掲載内容について協議
21	H31.2 ~H31.3		○民生委員へのインタビュー実施
22	R1.5.10	7PMバ- 会議	○民生委員へのインタビュー結果をもとに連携ガイド掲載内容 について整理 ○今後のスケジュールの協議
23	R1.6.19	部会 第6回	○連携ガイドの素案の完成に向けた協議 ○民生委員とケアマネジャーのための勉強会の打ち合わせ
24	R1.7.20	勉強会	○民生委員とケアマネジャーのための勉強会 「お互いに無理せずつながるマナーと心得を考える」
25	R1.8.22	部会 第7回	○連携ガイドの完成版の協議 ○連携状況のモニタリングと今後の仕組みづくりについて協議
26	R1.9		○「函館市民生委員とケアマネジャーの連携ガイド」発行
27	R4.1 ~R4.2		○民生委員, ケアマネジャーへのアンケート実施
28	R5.2		○「函館市民生委員とケアマネジャーの連携ガイド」第2版発行



令和元年函館市地域ケア全体会議
民生委員とケアマネジャーのための勉強会

お互いに無理せずつながる
マナーと心得を考える



互いの挨拶や学習の場では
繋がることである。
CMと民生委員のEIPが通う
(CM)担当する利用者の地域の民生委員と
連絡する。(挨拶する)

や、10/11、2
おのれを2子(空)除心下



在宅福祉費
とのつながり(大事に
したい)
在宅福祉から民生費
に連絡する。

民生委員
定例会にEIP、2
EIP、2
民生委員



(X)のつながり
民生費 → CMへすべからず取る
- 提出負担が重なる
- 皆で困ると安心感が増える

お互い知り合って
共にがんばりましょう!!

< 連携ガイド作成者（敬称略） 令和元年9月現在

- 居宅介護支援事業所あんじゅう 熊木 大悟
- SOMPO ケア函館昭和居宅介護支援 佐藤 眞由美
- 小規模多機能ハウスあい戸倉 中本 美左子
- ケアプランセンターりら 平野 由美子
- 介護相談センター西堀 峯 美由紀
- ケアプランセンター富岡 六谷 道春
- 函館市居宅介護支援事業所連絡協議会 渡部 良仁
- 函館市地域包括支援センターあさひ 佐野 未玲
- 函館市地域包括支援センターこん中央 手塚 郁美
- 函館市地域包括支援センターときとう 中村 彰寿
- 函館市地域包括支援センターゆのかわ 森 健二
- 函館市地域包括支援センターたかおか 小林 沙貴
- 函館市地域包括支援センター西堀 吉田 郁奈子
- 函館市地域包括支援センター亀田 堀内 郁子
- 函館市地域包括支援センター神山 小杉 あゆみ
- 函館市地域包括支援センターよろこび 林 珠樹
- 函館市地域包括支援センター社協 高田 伸一
- 函館市保健福祉部高齢福祉課職員
- 函館市保健福祉部地域包括ケア推進課職員

<協力>

- つつじ法律事務所 弁護士 吉田 昌洋 氏
- 函館市民生児童委員連合会事務局

<オブザーバー>

- 社会福祉法人川崎聖風福祉会
事業推進部長 中澤 伸 氏

<事務局>

- 函館市保健福祉部地域包括ケア推進課



<参考資料>

- ・『このまちとともに次の100年へ』全国民生委員児童委員連合会
- ・『あなたのまちの民生委員・児童委員』全国民生委員児童委員連合会
- ・『地域の身近な相談相手民生委員をご存じですか?』函館市民生児童委員連合会
- ・『よくわかる個人情報保護のしくみ<改訂版>』消費者庁
- ・『個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点』全国民生委員児童委員連合会
- ・『個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」に係る Q&A』北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター
- ・『介護保険と高齢者福祉の手引き』函館市
- ・厚生労働省ホームページ

<関係機関一覧>

機関名	電話番号	所在地
函館市民生児童委員連合会	26-8306	若松町 33 番 6 号 総合福祉センター3 階
函館市保健福祉部高齢福祉課	21-3025	市役所本庁舎 2 階
函館市保健福祉部地域包括ケア推進課	21-3016	
函館市保健福祉部地域福祉課	21-3293	市役所本庁舎 3 階
地域包括支援センターあさひ	27-8880	旭町 4 番 12 号
地域包括支援センターこん中央	27-0777	松風町 18 番 14 号
地域包括支援センターときとう	33-0555	時任町 35 番 24 号
地域包括支援センターゆのかわ	36-4300	湯川町 1 丁目 15 番 19 号
地域包括支援センターたかおか	57-7740	高丘町 3 番 1 号
地域包括支援センター西堀	78-0123	富岡町 3 丁目 12 番 25 号
地域包括支援センター亀田	40-7755	昭和 1 丁目 23 番 8 号
地域包括支援センター神山	76-0820	神山 1 丁目 25 番 9 号
地域包括支援センターよろこび	34-6868	桔梗 1 丁目 14 番 1 号
地域包括支援センター社協	82-4700	館町 3 番地 1 号

おわりに

お互いに無理せずつながる
マナーと心得を身につけながら、
高齢者の笑顔のために、支援の輪を広げたいですね！





函館市

民生委員とケアマネジャーの連携ガイド

令和元年9月発行

令和5年2月改訂第2版

発行者 函館市地域ケア全体会議ケアマネジャー部会
(事務局：函館市保健福祉部地域包括ケア推進課)

住 所 〒040-8666
北海道函館市東雲町4番13号

電 話 0138-21-3016